

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 8 日

各所属所長 様

埼玉県教育局教育総務部福利課長
公立学校共済組合埼玉支部事務局長
一般財団法人埼玉県教職員互助会事務局長

「福利のしおり」の送付について

令和 6 年度版「福利のしおり」を別添のとおり発行しましたので、下記のとおり貴所属職員へ配付して下さるようお願いいたします。

- 1 配付対象者
共済組合員・互助会員のみ
- 2 送付部数
上記配付対象者数に所属控（1 部）を加えた数
※令和 6 年 3 月時点で当課が把握している共済組合員・互助会員数を基に送付しているため、過不足が生じる可能性がありますことを御了承ください。
- 3 不足が生じた場合の手続きについて
裏面「不足数報告書」に必要事項を記入し F A X で下記担当へ提出してください。なお、残部が生じた場合は報告及び返却の必要はございません。

問い合わせ先

埼玉県教育局教育総務部福利課
総務・住宅担当
電 話：048-830-6685
F A X：048-824-2638

F A X 送信先

F A X 0 4 8 — 8 2 4 — 2 6 3 8
 埼玉県教育局教育総務部福利課 総務・住宅担当

(※ F A X 送信票は
 不要です。)

福利のしおり過不足数報告書

記

福利のしおり 令和6年度版 部 (=下記③)

所 属 所 名
所 属 所 コー ド

①受領済数	②必要数		③過不足数 (①－②)
	職員数	所属控	
		1	

※所属控が不要な場合は0に修正してください。

----- 送 付 先 (不足の場合は以下に貴所属所の住所・所属所名を記入してください)-----

〒

_____ 長 様